

THANKS(サンクス)運動推進会議 設置要項

(趣旨)

第1条 この要項は、「THANKS（サンクス）運動」（以下、「運動」という。）実施要綱第6

（1）に基づき設置する、THANKS（サンクス）運動推進会議（以下、「推進会議」という。）に関する事項について定める。

(役割)

第2条 推進会議は、次の事項について協議を行う。

- （1）運動の実施に関すること
- （2）運動の計画に関すること
- （3）県民への広報・啓発活動に関すること
- （4）その他、運動の推進に関すること

(組織)

第3条 推進会議は、各推進団体の代表者による委員によって組織する。

- 2 推進会議の下に、推進団体の実務者を幹事とする幹事会を組織する。
- 3 沖縄県社会福祉協議会（以下、「県社協」とする）会長は、必要に応じて推進会議の下に部会を設置することができる。

(役員)

第4条 推進会議に次の役員を置く。

- （1）会長1名を置き、県社協会長をもって充てる。
- （2）副会長は2名置き、沖縄県市町村社会福祉協議会連絡協議会及び沖縄県民生委員児童委員協議会の会長をもって充てる。

(役員の職務)

第5条 会長は推進会議の事務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、県社協会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員がやむを得ない理由により推進会議の会議に出席できないときは、各推進団体の関係者を代理人として出席させることができる。
- 3 会長は、必要に応じて関係者に会議への出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 推進会議の事務局は、県社協地域福祉部に置く。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則 この要項は、平成29年11月17日から施行する。